

益子町社会福祉協議会 SNS 運用管理指針

(目的)

本会の取り組み状況や事業紹介などの情報を、SNS が持つ拡散性、即時性等を活かすことで積極的に発信し、効果的な広報活動をするを目的とする。

(運用管理責任者)

事務局長

(発信者)

益子町社会福祉協議会 地域福祉係

(対応時間)

平日の午前 8 時 30 分より午後 5 時 15 分

ただし、これ以外についても必要に応じて対応することとする。(緊急時等)

(注意事項)

本会 SNS に投稿したものに対して意見および提案に対しては原則回答しないこととする。

(免責事項)

- 1 本会 SNS に掲載した情報の正確性、完全性、有用性等を完全に保証するものではない。
- 2 ユーザーが本会 SNS を利用したこと、もしくは利用できなかったことによって生じるいかなる損害についても一切責任を負わない。
- 3 ユーザーにより本会 SNS に対してなされた投稿について一切の責任を負わない。
- 4 本会 SNS に関連して、ユーザー間またはユーザーと第三者間でのトラブル、紛争が発生した場合でも一切の責任を負わない。
- 5 本会 SNS の運用方針については、ユーザーに予告なく変更することができることとする。

(禁止事項)

本会 SNS 上において、以下に該当する投稿を禁止する。万一、ユーザーによる投稿内容が下記事項に該当すると判断した場合には、投稿者に断りなく投稿全部または一部を削除できることとする。

- ア 法令等に違反する内容、または違反するおそれがある場合
- イ 特定の個人・団体等を誹謗中傷する内容
- ウ 政治、宗教活動を目的とする内容
- エ 著作権、商標権、肖像権など本会または第三者の知的所有権を侵害するおそれがある内容
- オ 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とする内容
- カ 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させる内容
- キ 公の秩序または善良の風俗に反する内容
- ク 虚偽や真実と異なる内容および単なる噂や噂を助長させるおそれがある内容
- ケ 本人の承諾なく個人情報に特定・開示・漏洩する等プライバシーを害する内容
- コ 有害なプログラム
- サ わいせつな表現などを含む内容
- シ 他のユーザーまたは第三者になりすました内容
- ス その他本会が不適切と判断した情報およびこれらの内容を含むホームページへのリンク

(知的財産権)

当ページに掲載してある個々の情報(テキスト・画像等)に関する知的財産権は、本会または原作者に帰属することとし、また、内容について「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することを禁止する。

附則

この運用管理指針は、令和4年3月1日から施行する。